

小田原市「ご遺族手続きガイド」製作業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 概要

(1) 件名

小田原市「ご遺族手続きガイド」製作業務

(2) 業務概要

死亡届出後に発生する各種手続きに関する情報に加え、それらに関連した企業等の広告を掲載した冊子「ご遺族手続きガイド」（以下、「ガイド」という。）を市と協働して製作する専門のノウハウを持つ民間事業者（以下、「事業者」という。）を募集する。

なお、事業者は、「ガイド」に掲載する広告を募集し、その掲載料を収入とすることができるが、本事業に係る経費の一切を負担するものとする。

本プロポーザルにおいて、もっとも優れた提案をした事業者を協働発行业の候補者として選定し、候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、「ガイド」協働発行の協定を締結する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 費用負担等

本業務における企画、編集、印刷、製本及び納品に係るすべての費用は、提案者が負担することとする。

なお、協働発行业者は、「ご遺族手続きガイド」に、自ら募集した企業等の広告を掲載することができ、その収入は事業者に帰属する。

(5) 業務期間

協定締結日から令和11年5月31日まで

(6) 掲載内容の更新

掲載内容については、1年ごとに更新する。

第1回：令和8年6月1日から令和9年5月31日

第2回：令和9年6月1日から令和10年5月31日

第3回：令和10年6月1日から令和11年5月31日

2. 実施形式

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 小田原市契約規則(昭和39年規則第22号)第5条の規定に該当する者であること。

- (2) 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 小田原市競争入札参加資格名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。もしくは、必要書類（4参加申込の※を参照）を提出することができる者であること。
- (4) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当するものでないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生法に基づく再生計画の許可決定を受け、その取消しの決定を受けていないものを除く）
- (7) 他自治体にて、ご遺族手続きガイド製作業務の類似事業の実績がある者であること。
- (8) 掲載する広告の内容が小田原市有料広告掲載要綱第2条において定められている広告内容の制限に抵触しないものであること。
- (9) 広告掲載料が確保できなかった場合でも納品保証ができる者であること。
- (10) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4. 参加表明手続

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出すること。

(1) 提出書類

ア	参加申込書（様式第1号）	1部
イ	会社概要（任意様式）	1部
ウ	誓約書（様式第2号）	1部
エ	業務実績調書（様式第3号）	1部

※応募者が小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類：各1部

- (ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、法人以外の団体にあつては、会則等
- (イ) 当該法人等の前事業年度の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類
- (ウ) 当該法人等の役員名簿（氏名、生年月日、性別、住所が記載されたもの）
- (エ) 納税証明書（国税及び地方税について未納がないことの証明書）

※証明書類は証明年月日が書類提出日から3箇月以内のもので、それぞれ

れの発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えない。

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

※副本は複写で可とする。

(3) 書類の提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。なお、郵送で提出する場合は、封筒の表面に「ご遺族手続きガイド製作業務委託プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出すること。持参の場合は、土・日曜、祝休日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期限必着とする。

イ 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市市民部戸籍住民課住民異動係宛（市役所本庁舎2階）

ウ 受付期間

公募開始から令和7年10月3日（金）午後5時必着

(4) 参加資格要件の確認結果

令和7年10月10日（金）までにプロポーザル参加資格要件審査結果を通知する。

5. 説明会

(1) 本件にかかる説明会は、開催しない。

(2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「7 質問と回答」のとおり。

6. スケジュール

No	内容	期間
1	公募開始	<u>令和7年9月8日（月）</u>
2	質問受付期限	<u>令和7年9月22日（月）午後5時まで</u>
3	質問回答期限	<u>令和7年9月29日（月）</u>
4	参加申込書の提出期限	<u>令和7年10月3日（金）午後5時まで</u>
5	参加資格要件の確認結果通知	<u>令和7年10月10日（金）</u>
6	提案書の提出期限	<u>令和7年10月27日（月）</u>
7	プロポーザル審査委員会（書類審査）	<u>令和7年10月31日（金）予定</u>

8	審査結果の通知	令和7年11月上旬
9	協定締結	令和7年11月中旬

7. 質問と回答

質問がある場合は、質問書（様式第4号）に記入のうえ、電子メールにて送信すること。
なお、送信後には電話でその旨を連絡すること。

（1）受付期間

令和7年9月22日（月）午後5時必着

（2）送信先メールアドレス及び連絡先

E-mail koseki@city.odawara.kanagawa.jp

電話 0465-33-1386（直通）

電子メールの表題は「ご遺族手続きガイドの質問／事業者名」とする。

（3）質問への回答

令和7年9月29日（月）までに、準備ができた回答から随時、市ホームページに掲載する。

8. 提案書の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認めた者から、次のとおり提案書を受け付ける。

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 工程表

ウ ご遺族手続きガイド作成時の実施体制や市との連絡体制

エ 問題発生時の対応（広告主の不祥事、広告に対するクレーム等への対応方法等）

オ ご遺族手続きガイド（見本）

（2）提出部数

11部（記名版2部（正本1部、副本1部）、無記名版9部

※記名版は、表紙、提案書、事業計画書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。

※正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。

※無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、提案書等を含めて、提案書を特定できる情報を入れないこと。

（3）書類の提出方法等

ア 提出書類

持参又は郵送（簡易書留郵送に限る）

イ 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市市民部戸籍住民課住民異動係宛

ウ 受付期間

令和7年10月27日(月)午後5時(市役所の閉庁日を除く)

エ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出書類の取り扱い

ア 参加申込書、提案書その他提出された書類は、返却しない。

イ 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に設定された者が作成された提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

9. 選定・審査方法

(1) 委託業者の選定・審査方法

ア 小田原市「ご遺族手続きガイド」製作業務に係る公募型審査委員会の委員が、提出された提案書等及び提出された提案書等の内容を基に審査する。

イ 各委員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とする。総合評価点が高同点の者が複数いる場合は、委員会で協議し、総合的に判断して決定する。

ウ 応募者が1社だった場合は、各委員の評価点の平均が60点未満である場合を除き、当該応募者を優先交渉事業者とする。

(2) 評価基準

審査の基準及び審査の項目については、次のとおりとする。

審査項目	審査の視点	評価の基準	配点
提案者の実績	類似事業実績	・本業務と類似した事業の実績は十分にあるか。 ・本業務に関して、他社にはない独自の強みがあるか。	10点
企画提案力	提案者の理解	・事業の目的を十分に理解した提案となっているか。 ・事業の目的に即した、他社にはないオリジナリティのある提案となっているか。	10点
	デザイン力	・提案内容は目的を達成するために有効か。	20点

		・利用者が見やすく、分かりやすいデザイン、構成、文字サイズ等となっているか。	
	ページ構成	・構成は見やすいものとなっているか。 ・市のページと広告の分別が明瞭な配色となっているか。 ・広告の掲載位置は、利用者の通読を妨げないものになっているか。	10点
	編集作業	・校正作業を効率化するための工夫がされているか。 ・市が発行するご遺族手続きガイドとして正確な情報とするための工夫がされているか。 ・一度提出した校正内容について、修正に柔軟に対応できるか。	10点
	広告の募集	・市内の企業を優先しているか。 ・市内の企業に広告発注するノウハウがあるか。	5点
業務遂行能力	スケジュール	事業執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図れているか	10点
	実施体制	・事業を円滑に進められるような体制であるか。 ・不測の事態にも対応できる体制であるか。 ・協働事業者と綿密な意思疎通が図れているか。	10点
	担当者能力	配置予定者の専門性は十分か。	10点
	発行・納品	・部数が足りなくなった際の増刷に対応できるか。 ・納品場所は仕様書の通りに対応できるか。	5点
合計			100点

(3) 最低基準

各審査員の評価した評価点の平均が 60 点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(4) 選定結果通知

令和 7 年 11 月上旬に、優先故障事業者を各応募者へ通知するとともに小田原市ホームページに掲載する。優先交渉権者として選定されなかった参加事業者が理由の

説明を求めることができる期間は、審査結果の公表日から4営業日以内とする。

10. 協定締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、提案書等に記載された内容を反映しつつも、小田原市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能性向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

協定締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において提案書の全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の使用に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

11. 情報公開

(1) 小田原市は提出された提案書等について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項については、小田原市役所ホームページにおいて公表する。

ア 業務名

イ 契約期間

ウ 選定した優先交渉権者の名称

12. 参加資格の喪失及び選定結果の無効

次のいずれかに該当する場合は、原則として無効又は失格となり、参加資格を喪失する。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載又は発言があることが判明したとき。
- (3) 所定の日時及び場所に提案書類一式すべてを提出しないとき。
- (4) 提出書類の記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 提出書類の記載すべき事項以外の内容が記載されていない場合。
- (6) 提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合。
- (7) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (8) 他の提案書と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

(9) その他、本事業の参加者としてふさわしくない事実を認められたとき。

13. 問い合わせ先

小田原市役所市民部戸籍住民課住民異動係
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
TEL:0465-33-1386
E-mail : koseki@city.odawara.kanagawa.jp

14. その他

- (1) プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を小田原市に請求することはできない。
- (2) 参加者は、優先交渉事業者決定後において、この要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 市は、提出された書類に中の個人情報について、提案者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (4) 市は、提出された書類について、「小田原市情報公開条例」の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害を害すると認められる情報は非公開とすることができる。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 参加手続後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意書式）を提出すること。
- (7) 事業者の応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。